

一灯点滅式信号機の撤去について

当署管内の3機の一灯点滅式信号機が8月下旬に撤去されます。

これまでの赤色点滅側が一時停止の標識となります。交差点を通行する際には、必ず停止して左右の安全を確認して下さい。

①秋田市大町六丁目



②秋田市中通三丁目



③秋田市八橋大畑二丁目

